

# 第162回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

## 場所

東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号  
櫻護謨株式会社本店 2階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)



(新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ)  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会へのご来場の際しましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認の上、ご判断いただきますようお願い申し上げます。  
また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止に必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件

## 目次

第162回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	11
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告書	32

櫻護謨株式会社

証券コード：5189

証券コード 5189  
2022年6月13日

株 主 各 位

本店所在地 東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号  
本社所在地 東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号  
住友不動産笹塚太陽ビル5階

**櫻 護 謨 株 式 会 社**

取締役社長 中 村 浩 士

## 第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

またお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火）午後5時45分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号  
櫻護謨株式会社本店 2階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第162期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第162期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役9名選任の件

以上

本招集通知に際して提供すべき書類のうち「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.sakura-rubber.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として、併せて監査を行っております。

#### <本総会における新型コロナウイルス感染症への対応について>

- ・会場入口付近で、検温させていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場内では、マスクの常時着用をお願いいたします。
- ・体調不良とお見受けされる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主様の座席の間隔を広くするため、座席数を大幅に減らしております。ご来場いただきましてもご入場いただけない場合がございます。
- ・本総会の開催時間を短縮する観点から、議場におけるご説明を簡略化させていただく場合がございます。

なお、運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認の上、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。

今後の状況により対応を変更する場合等、株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ホームページに掲載させていただく予定です。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

## 議決権の行使等についてのご案内

### 株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。



日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

場 所 東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号  
櫻護謨株式会社本店 2階会議室

#### ●代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。



行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時45分到着分まで

株主総会参考書類および計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法  
株主総会参考書類および計算書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに記載いたしますので、ご了承下さい。

▶当社のホームページアドレス <http://www.sakura-rubber.co.jp/>



ネットで  
招集

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/5189/>



## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために内部留保に努めながら、株主の皆様に対し業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は24,187,700円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

現取締役全員（9名）の任期は、本総会終結の時をもって満了となります。改めて取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>なかむらひろし 中村浩士 (1961年1月7日生)</p>	<p>1993年10月当社入社 1995年6月当社取締役総合企画部長 1997年6月当社常務取締役総合企画担当兼総合企画部長 2001年6月当社専務取締役営業本部長兼総合企画部長 2003年2月当社代表取締役社長兼営業本部長 現在に至る</p>	120,824株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり経営者として培った経営手腕を有し、2003年2月の就任以来、代表取締役社長として当社グループの経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		
2	<p><b>再任</b></p> <p>いわさきてつや 岩崎哲也 (1962年1月12日生)</p>	<p>1991年4月当社入社 1995年6月当社取締役大田原製作所技術部長 1997年6月当社常務取締役大田原製作所技術担当兼技術部長 2003年6月当社専務取締役（代表取締役）大田原製作所所長 2009年6月当社専務取締役（代表取締役）大田原製作所所長兼不動産部門担当 2010年6月当社代表取締役副社長 現在に至る</p> <p><b>重要な兼職の状況</b> 株二十一世紀代表取締役社長</p>	112,004株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり経営者として培った経営手腕を有し、2010年6月の就任以来、代表取締役副社長として当社グループの経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>再任</p> <p>伊藤 宏 (1952年10月26日生)</p>	<p>1976年4月当社入社                      2009年6月当社取締役営業本部営業第一部長                      2010年6月当社取締役営業本部PM兼営業一部長                      2011年6月当社取締役営業本部PM(消防・防災部門)                      2014年6月当社常務取締役営業本部PM(消防・防災部門)                      2020年6月当社常務取締役営業本部PM(消防・防災、工業用品部門担当)                      2020年10月当社常務取締役営業副本部長兼営業本部PM                      2021年6月当社常務取締役営業副本部長兼営業本部PM(工業用品部門担当)兼消防・防災部門統括                      現在に至る</p> <p><b>重要な兼職の状況</b>                      桜ホーム㈱代表取締役社長                      櫻テクノ㈱代表取締役社長</p>	150株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>消防・防災部門の営業分野における豊富な知識や経験を有することに加え、2014年6月の就任以来、常務取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>遠藤 聡 (1955年1月23日生)</p>	<p>1977年4月当社入社                      2001年4月当社大田原製作所工務部次長                      2008年7月当社総務部担当部長                      2009年7月当社執行役員総務部担当部長                      2011年6月当社取締役総務部長                      2015年4月当社取締役総務部長兼物流部長                      2017年6月当社常務取締役総務部長                      現在に至る</p>	100株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>総務・経理分野における豊富な知識や経験を有することに加え、2017年6月の就任以来、常務取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

## 株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p>再任</p> <p>くろ かわ よう じ 黒 川 洋 二 (1964年5月15日生)</p>	<p>1983年4月当社入社 2004年4月当社大阪営業所長兼営業一課長 2009年4月当社営業本部営業第一部次長 2010年7月当社営業本部営業一部担当部長兼営業一課長 2011年7月当社執行役員営業本部営業一部長 2015年6月当社取締役営業本部営業一部長 2021年6月当社取締役営業本部PM（消防・防災部門担当）兼営業一部長 現在に至る</p>	200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>営業分野における豊富な知識や経験を有することに加え、2015年6月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
6	<p>再任</p> <p>こく ふ だ ふみ ひこ 國 府 田 文 彦 (1967年2月3日生)</p>	<p>1990年4月当社入社 2017年6月当社大田原製作所技術部長 2018年7月当社執行役員大田原製作所技術部長 2019年4月当社執行役員大田原製作所長兼技術部長 2019年6月当社取締役大田原製作所長兼技術部長 2020年6月当社取締役大田原製作所長 現在に至る</p>	200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>生産・技術分野における豊富な知識や経験を有することに加え、2019年6月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
7	<p>再任</p> <p>ちゆう じょう まこと 中 条 誠 (1971年2月11日生)</p>	<p>1994年4月当社入社 2008年7月当社大田原製作所技術部航空技術課長 2015年7月当社大田原製作所生産部次長 2019年7月当社執行役員大田原製作所生産部長 2020年6月当社取締役大田原製作所副所長兼生産部長 現在に至る</p>	300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>生産・技術分野における豊富な知識や経験を有することに加え、2020年6月の就任以来、取締役として経営の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	再任 社外 <small>なか むら かず お</small> 中 村 一 雄 (1957年11月7日生)	2003年6月当社取締役 現在に至る <b>重要な兼職の状況</b> (株)金陽社代表取締役会長 Kinyo Virginia, Inc. 代表取締役会長 Kinyo Europe GmbH 代表取締役会長	54,152株
	<b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> (株)金陽社の代表取締役会長、Kinyo Virginia, Inc. 代表取締役会長ならびにKinyo Europe GmbH代表取締役会長であり、その実績・見識は高く評価されているところであることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えており、引き続き社外取締役候補者としたしました。		
9	再任 社外 独立役員 <small>しら さか せい こう</small> 白 坂 成 功 (1969年4月23日生)	2016年6月当社取締役 現在に至る <b>重要な兼職の状況</b> 慶應義塾大学教授（システムデザイン・マネジメント研究科） (株)INDUSTRIAL-X社外取締役	0株
	<b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 学識者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えており、引き続き社外取締役候補者としたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者中村一雄氏および候補者白坂成功氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
- なお、当社は候補者白坂成功氏につきまして、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 候補者中村一雄氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって19年となります。
4. 候補者白坂成功氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、候補者中村一雄氏および候補者白坂成功氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続となります。
6. 当社は当社役員を被保険者の職務の執行に関し、保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償する、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
- なお、保険料は当社が全額負担しております。
7. 本議案が原案通り承認され、各候補者が選任された場合は、各候補者は、役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお当該契約の内容の概要は、事業報告（20ページ）に記載のとおりであります。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(自2021年4月1日)  
(至2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により対個人サービス業種において厳しい状況が続きました。また、世界的な半導体の需給ひっ迫から、自動車関連業種も生産調整を強いられる状況となりました。加えて、第4四半期以降、ウクライナ情勢の影響を受け資源価格は高騰し、米国金融政策も相まって円安も進行するなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと当社グループといたしましては、感染症対策を最優先しつつ、引き続きお客様に満足される製品・サービスの提供により、安心・安全な社会の維持に貢献するべく、消防・防災事業、航空・宇宙、工業用品事業、不動産賃貸事業の各事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度の売上高は、消防・防災事業並びに航空・宇宙、工業用品事業において減収となりました。消防・防災事業では、災害救助資機材やテロ対策資機材などの売上が低調であったことから減収となりました。航空・宇宙、工業用品事業では、前年度の第3四半期以降、官需大型機向け受注が減少しており、航空・宇宙部門を中心に厳しい減収となっております。

利益面につきましては、期初より見込まれていた減収を考慮し、人件費を中心にコストの抑制に努めてまいりましたが、当期の売上高では固定費を吸収することができず、誠に遺憾ながら営業損益、経常損益等の各段階のいずれにおいても、損失を計上する結果となりました。

その結果、売上高は8,871百万円（前期比11.5%減）、営業損失128百万円（前期は営業利益278百万円）、経常損失150百万円（前期は経常利益268百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失94百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益235百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、当連結会計年度の売上高及び売上原価が20百万円それぞれ減少しましたが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

当連結会計年度における報告セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

## 消防・防災事業

消防ホースは第4四半期に販売を伸ばしたものの、原価率の上昇もあり利益面では押し下げ要因となりました。特殊車両の販売は、官公庁向けのほか、発電所向け車両改修受注により増加しましたが、救助資機材の販売は低調に推移致しました。その結果、売上高5,421百万円（前期比8.8%減）、セグメント利益（営業利益）は180百万円（前期比49.3%減）となりました。

## 航空・宇宙、工業用品事業

航空・宇宙部門では、官需大型機向けエンジン並びに機体配管用の部品など金属加工製品の販売減少に加え、コロナ禍以前に受注していた民間航空機向けゴムシール材などの受注を消化し、販売が大きく減少しました。工業用品部門では、顧客メンテナンス計画の動向や、一部の材料で入手が困難な状況となっていることからタンクシールの販売が減少したものの、子会社における金属加工品の販売は顧客の設備投資が高水準で推移したこと増加しました。利益面では、売上高の減少により固定費を吸収することができず、営業損失の計上となりました。

その結果、航空・宇宙、工業用品事業の売上高は2,946百万円（前期比17.7%減）、セグメント損失（営業損失）は105百万円（前期はセグメント利益155百万円）となりました。

## 不動産賃貸事業

当期は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う商業施設の休業や賃料減額は無いものの、巣ごもり需要の反動減を要因として一部で賃料は低下しました。商業施設運営では、感染症対策を入念に行いながら、定期的な催事の再開などにより売上高は回復しましたが、利益面では前年度コロナ禍で休止していた広告宣伝費の復活などにより減少しました。

その結果、売上高は502百万円（前期比2.0%増）、セグメント利益（営業利益）は132百万円（前期比2.4%減）となりました。

事業部門	売上高	構成比	前期比増減
消防・防災事業	5,421百万円	61.1%	△8.8%
航空・宇宙、工業用品事業	2,946	33.2	△17.7
不動産賃貸事業	502	5.7	2.0
合計	8,871	100.0	△11.5

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は134百万円であります。その主なものは工場合理化・更新設備等の購入並びに賃貸商業施設の更新等であります。また、当連結会計年度において神奈川工場（神奈川県綾瀬市）の土地建物を売却しております。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項等はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症への対策は進んでいるものの、地政学リスクによる資源価格の高騰、円安推移による輸入物価の上昇など企業収益を圧迫する要因を抱え、世界経済の見通しも下方修正されており、予断を許さない状況で推移するものと思われま

す。このような状況のもと当社グループといたしましては、当社グループが提供する製品やサービスにより、引き続き安心・安全な社会の維持に貢献してまいります。また、当期は営業損益以下の損失計上となっており、収益性の改善が急務となっております。資源価格や材料価格の高騰を踏まえ、生産体制の見直しと原価構造の改善、適切な売価の再設定などを進めてまいります。

消防・防災事業では、大規模自然災害に対し、人命の救助、社会インフラの安全確保に特化した資機材や特殊車両のニーズがますます高まっております。ニーズに合致した商材の開発・提案・拡販を行ってまいります。

航空・宇宙、工業用品事業では、収益性の回復に向けた生産体制と原価構造の抜本的な改善を進めてまいります。予想される宇宙分野の需要拡大に向け新製造方法の確立と原価低減を追求してまいります。また、航空部品や発電所向け部品の製造技術を活かし、新分野に貢献できるよう研究・開発を進めてまいります。

不動産賃貸事業では、同事業の中核である商業施設において感染症拡大防止の対策を入念に実施し、テナント様と連携を図り地域社会に貢献する営業を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

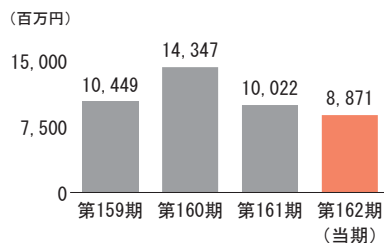
## (5) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

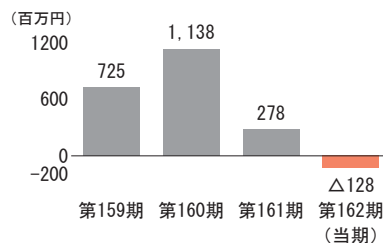
項目	第159期 (2018.4.1 ～ 2019.3.31)	第160期 (2019.4.1 ～ 2020.3.31)	第161期 (2020.4.1 ～ 2021.3.31)	第162期 (2021.4.1 ～ 2022.3.31) (当連結会計年度)
売上高	10,449	14,347	10,022	8,871
営業利益(△損失)	725	1,138	278	△128
経常利益(△損失)	697	1,104	268	△150
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	427	675	235	△94
1株当たり当期純利益(純損失)(円)	441.08	698.34	243.68	△97.67
総資産	13,844	15,857	14,775	14,375
純資産	6,612	7,219	7,563	7,444

(注)当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

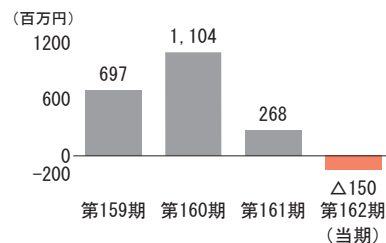
### 売上高



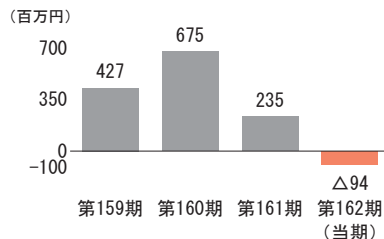
### 営業利益



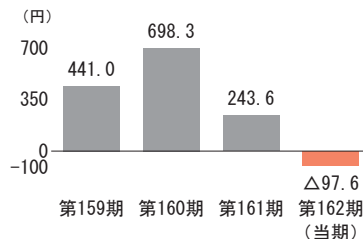
### 経常利益



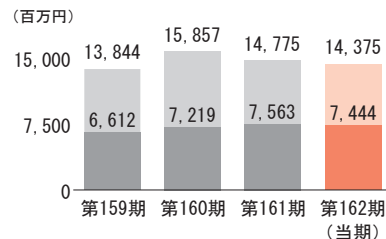
### 親会社株主に帰属する 当期純利益



### 1株当たり当期純利益



### 総資産 純資産



(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
桜ホース(株)	30百万円	100%	消防ホースおよび防災資機材の販売
(株)二十世紀	15	100	不動産の賃貸および管理
桜テクノ(株)	70	100	高圧ホースの組立・販売
(株)川尻機械	10	100	工業用ゴム・プラスチック等の金型設計・製造および販売
日本エス・エイ・エス(株)	10	100	労働安全機器の輸入・販売ならびに保守点検

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは消防機器、航空・宇宙機器、工業用品の製造販売ならびに不動産の賃貸に関連する事業を行っております。主なものは次のとおりであります。

事業部門	主要製品および事業内容
消防・防災事業	消防ホース、消防用吸管、防災救助資機材
航空・宇宙、工業用品事業	航空・宇宙関連部品、金属部品、ダクト、複合材、石油関連ゴム製品、建築土木関連ゴム製品、自動車用ゴム部品、工業用ゴム・プラスチック等の金型設計・製造
不動産賃貸事業	笹塚ショッピングモールを含む不動産賃貸及び管理



## (8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

(当社)

### ① 本店・本社・営業所

本店 (東京都渋谷区)

本社 (東京都渋谷区)

大田原営業所 (栃木県大田原市)

大阪営業所 (大阪市北区)

### ② 工場

大田原製作所 (栃木県大田原市)

名古屋営業所 (名古屋市西区)

福岡営業所 (福岡市博多区)

(桜ホース株式会社)

本社 (東京都渋谷区)

(櫻テクノ株式会社)

本社 (栃木県大田原市)

(株式会社二十一世紀)

本社 (東京都渋谷区)

(株式会社川尻機械)

本社 (東京都江戸川区)

(日本エス・エイ・エス株式会社)

本社 (東京都渋谷区)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員の数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
339名	12名減	41.4歳	17.4年

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役および嘱託社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱UFJ銀行	969百万円
(株) 三菱UFJ銀行	840
(株) みずほ銀行	648
(株) 栃木銀行	550
(株) 千葉銀行	146

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,012,000株  
 (自己株式44,492株を含む)  
 (3) 株主数 608名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村浩士	120千株	12.48%
岩崎哲也	112	11.57
梶原祐理子	83	8.68
中村恵美子	60	6.26
光通信(株)	56	5.80
中村一雄	54	5.59
(株)金陽社	49	5.14
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	41	4.24
徳力精工(株)	38	3.97
(株)りそな銀行	33	3.41

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式(44,492株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況

(2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
中村浩士	取締役社長（代表取締役社長兼営業本部長）	
岩崎哲也	取締役副社長（代表取締役副社長）	(株)二十一世紀代表取締役社長
伊藤宏	常務取締役（営業副本部長兼営業本部PM（工業用品部門担当）兼消防・防災部門統括）	桜ホース(株)代表取締役社長 櫻テクノ(株)代表取締役社長
遠藤聡	常務取締役（総務部長）	
黒川洋二	取締役（営業本部PM（消防・防災部門担当）兼営業一部長）	
國府田文彦	取締役（大田原製作所長）	
中条誠	取締役（大田原製作所副所長兼生産部長）	
中村一雄	取締役	(株)金陽社代表取締役会長 Kinyo Virginia, Inc. 代表取締役会長 Kinyo Europe GmbH 代表取締役会長
白坂成功	取締役	慶應義塾大学教授（システムデザイン・マネジメント研究科） (株)INDUSTRIAL-X社外取締役
越智賢史	常勤監査役	
岩崎恵弘	監査役	岩崎企業(株)代表取締役社長 岩崎不動産(株)代表取締役社長 (財)としま未来文化財団理事 東京信用金庫非常勤理事
山口裕之	監査役	アールワイ保険サービス(株)代表取締役会長 (株)アルファシステムズ社外取締役

- (注) 1. 藤生克好氏は2021年6月29日開催の定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任しました。
2. 取締役中村一雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役白坂成功氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届けております。
4. 取締役中村一雄氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役白坂成功氏は学識者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役越智賢史氏は、当社入社前に防衛予算の策定・執行業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役岩崎恵弘氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 監査役山口裕之氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届けております。
9. 監査役岩崎恵弘氏は金融機関ならびに経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役山口裕之氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員が職務の遂行にあたり、取締役、監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	119百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (8百万円)
計	13名	139百万円

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第137回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議されております(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。  
監査役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第144回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 上記、人数には任期満了による退任取締役1名が含まれております。
4. 上記、報酬等の額のほか、退任取締役1名に対し、2021年6月29日開催の第161回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に3百万円の役員退職慰労金を支給しております。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針に関する事項

当社は2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は以下の通りです。

取締役の報酬の基本方針としては、当社の持続可能な成長と企業価値の向上、社会への貢献を確実に進めるため、取締役がそれぞれの職務を執行し、その職務に対する報酬として支払うことを基本の考えとしております。

当社の取締役の報酬は、報酬枠の対象となる業績に連動しない固定報酬、業績に連動する業績連動報酬、退任時の退職慰労金により構成しております。また社外取締役および監査役の報酬は固定報酬および退職慰労金により構成しております。

固定報酬は定時株主総会において承認された内容に基づき、その職責に応じて取締役会において決定しております。

業績連動報酬である役員賞与は業績指標等を反映した現金報酬とし、定時株主総会で決議された範囲内で毎年一定の時期に支給いたします。業績指標とその値は、会社の業績や職務の評価を踏まえたものであります。

取締役の個別の報酬額については、決定権限を取締役会から代表取締役社長へ委任しております。当社では、代表取締役社長が各取締役の業務執行と業績評価を統括していることから、委任に相当の理由があると判断しております。代表取締役による当事業年度に係る報酬等の内容の決定について、方針に沿うものであったか取締役会が事後的に確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役中村一雄氏は(株)金陽社代表取締役会長、Kinyo Virginia, Inc. 代表取締役会長ならびにKinyo Europe GmbH代表取締役会長を兼任しております。

(株)金陽社は、当社の大株主であります。当社との間に重要な取引関係はありません。また、Kinyo Virginia, Inc. ならびにKinyo Europe GmbHは、当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役白坂成功氏は慶應義塾大学教授（システムデザイン・マネジメント研究科）ならびに(株)INDUSTRIAL-X社外取締役を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役岩崎恵弘氏は岩崎企業(株)代表取締役社長、岩崎不動産(株)代表取締役社長、(財)としま未来文化財団理事ならびに東京信用金庫非常勤理事を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。なお、岩崎不動産(株)と当社子会社(株)二十一世紀とは取引関係にあります。

監査役山口裕之氏はアールワイ保険サービス(株)代表取締役会長ならびに(株)アルファシステムズ社外取締役を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況 および発言状況	監査役会出席状況 および発言状況	取締役会等における発言状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	中村一雄	出席：7回／7回 (出席率100%) 発言：7回	—	企業経営者としての実績・見識は高く評価されていることから、取締役会などにおいて業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言など適切な役割を果たしております。
社外取締役	白坂成功	出席：7回／7回 (出席率100%) 発言：7回	—	学識者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会などにおいて業務執行等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
社外監査役	岩崎恵弘	出席：7回／7回 (出席率100%) 発言：7回	出席：11回／11回 (出席率100%) 発言：11回	企業経営者としての幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会および監査役会などにおいて業務執行等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
社外監査役	山口裕之	出席：7回／7回 (出席率100%) 発言：7回	出席：11回／11回 (出席率100%) 発言：11回	企業経営者としての幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会および監査役会などにおいて業務執行等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。

(注) 社外監査役岩崎恵弘氏は当社取締役社長中村浩士氏ならびに当社取締役副社長岩崎哲也氏の三親等以内の親族(叔父)であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 藍監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析、評価、監査計画における監査時間・配員、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ② 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況を総合的に判断し、監査役会が決定した「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」（会社法第340条、公益社団法人日本監査役協会発行の実務指針、等）に基づき、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) その他の事項

該当する事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(9,527,040)	流 動 負 債	(4,150,423)
現 金 及 び 預 金	3,355,720	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,524,554
受 取 手 形、 売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,062,820	電 子 記 録 債 務	179,362
電 子 記 録 債 権	547,332	短 期 借 入 金	940,000
商 品 及 び 製 品	96,114	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	40,000
半 製 品	517,151	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	758,356
仕 掛 品	1,284,748	リ ー ス 債 務	8,233
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	571,528	未 払 法 人 税 等	28,799
未 収 還 付 法 人 税 等	9,103	賞 与 引 当 金	155,426
そ の 他	85,945	設 備 関 係 支 払 手 形	41,819
貸 倒 引 当 金	△3,425	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	21,945
固 定 資 産	(4,848,198)	そ の 他	451,926
有 形 固 定 資 産	3,959,580	固 定 負 債	(2,780,101)
建 物	1,698,317	社 債	240,000
構 築 物	31,815	長 期 借 入 金	1,455,735
機 械 及 び 装 置	460,596	リ ー ス 債 務	8,212
車 両 運 搬 具	2,066	繰 延 税 金 負 債	10,989
工 具、 器 具 及 び 備 品	31,378	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	221,100
土 地	1,715,808	退 職 給 付 に 係 る 負 債	553,619
リ ー ス 資 産	15,092	資 産 除 去 債 務	12,848
建 設 仮 勘 定	4,504	そ の 他	277,596
無 形 固 定 資 産	26,158	負 債 合 計	6,930,524
投 資 其 他 の 資 産	862,458	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	273,855	株 主 資 本	(7,475,783)
繰 延 税 金 資 産	308,976	資 本 金	506,000
そ の 他	284,628	資 本 剰 余 金	285,430
長 期 貸 倒 引 当 金	△5,001	利 益 剰 余 金	6,858,041
資 産 合 計	14,375,238	自 己 株 式	△173,688
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	(△31,070)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	83,012
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△114,082
		純 資 産 合 計	7,444,713
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,375,238

# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,871,002
売 上 原 価		7,424,083
売 上 総 利 益		1,446,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,575,379
営 業 損 失 (△)		△128,460
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	8,284	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	127	
そ の 他	26,027	34,438
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,736	
社 債 利 息	731	
そ の 他	13,815	56,283
経 常 損 失 (△)		△150,305
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	38,442	38,442
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	940	940
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△112,803
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53,105	
法 人 税 等 調 整 額	△71,406	△18,300
当 期 純 損 失 (△)		△94,502
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△94,502

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	506,000	285,430	7,000,922	△173,443	7,618,910	92,469	△147,875	△55,406	7,563,503
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			△48,378		△48,378				△48,378
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△94,502		△94,502				△94,502
自己株式の取得				△244	△244				△244
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△9,457	33,793	24,335	24,335
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△142,881	△244	△143,126	△9,457	33,793	24,335	△118,790
当 期 末 残 高	506,000	285,430	6,858,041	△173,688	7,475,783	83,012	△114,082	△31,070	7,444,713



## 損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,159,136
売 上 原 価		7,004,848
売 上 総 利 益		1,154,287
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,425,819
営 業 損 失 (△)		△271,531
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	28,350	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	126	
そ の 他	30,809	59,285
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43,396	
社 債 利 息	731	
為 替 差 損	5,814	
そ の 他	1,529	51,472
経 常 損 失 (△)		△263,718
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	38,442	38,442
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	290	290
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△225,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,194	
法 人 税 等 調 整 額	△73,612	△71,418
当 期 純 損 失 (△)		△154,147

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	506,000	285,430	285,430
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 損 失 (△)			
自 己 株 式 の 取 得			
買換資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	506,000	285,430	285,430

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	112,964	157,971	352,573	5,752,661	6,376,170	△173,443	6,994,158
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△48,378	△48,378		△48,378
当期純損失 (△)				△154,147	△154,147		△154,147
自己株式の取得					－	△244	△244
買換資産圧縮積立金の取崩		△157,971		157,971	－		－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					－		－
当 期 変 動 額 合 計	－	△157,971	－	△44,554	△202,526	△244	△202,771
当 期 末 残 高	112,964	－	352,573	5,708,106	6,173,644	△173,688	6,791,386

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	49,823	49,823	7,043,981
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△48,378
当期純損失 (△)			△154,147
自己株式の取得			△244
買換資産圧縮積立金の取崩			－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	9,287	9,287	9,287
当 期 変 動 額 合 計	9,287	9,287	△193,483
当 期 末 残 高	59,111	59,111	6,850,497



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

櫻護謨株式会社  
取締役会 御中

藍 監査法人  
東京都港区

指定社員 公認会計士 関 端 京 夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 新 太 郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、櫻護謨株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、櫻護謨株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

櫻護謄株式会社  
取締役会 御中藍 監査法人  
東京都港区指定社員 公認会計士 関端京夫  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 小林新太郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、櫻護謄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、重視事項及び職務の分担等を定めた当期の監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役及び使用人等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて現地調査を実施する等、子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。特に、財務報告のプロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行については問題がないことを確認しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

櫻護謨株式会社

監査役会

常勤監査役 越 智 賢 史 ㊟

社外監査役 岩 崎 恵 弘 ㊟

社外監査役 山 口 裕 之 ㊟

以上



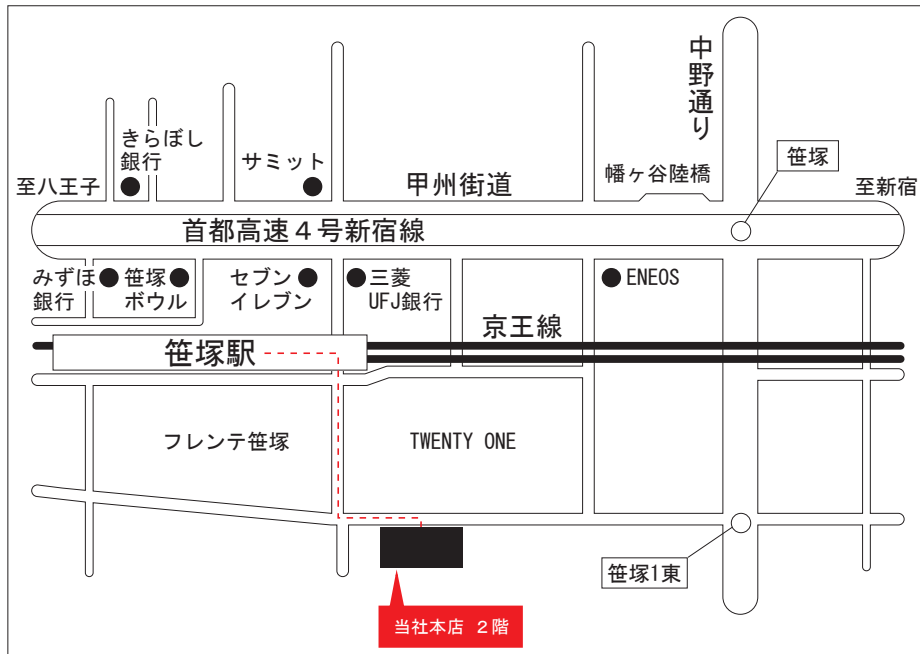
## 株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号  
櫻護謨株式会社本店 2階会議室

### 交通

京王線／京王新線 笹塚駅より徒歩2分  
(笹塚駅は、新宿駅より京王線で5分)



○駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。